

第2期斑鳩町教育に関する大綱の策定について

1. 趣旨

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の改正を受け、平成 28（2016）年2月に策定した「斑鳩町教育に関する大綱」について、対象期間とした5年が経過することに伴い、次期の対象期間を令和4（2022）年度から令和8（2026）年度として、令和3（2021）年度中に第2期斑鳩町教育に関する大綱を策定する。

①大綱とは

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の3」に基づき、町の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策について、その目標や施策の根本となる方針を、総合教育会議において教育委員会と十分協議のうえ、町長が定めるもの。

②大綱策定の留意点

- 大綱は、町の教育等に関する総合的な施策について、その目標や施策の根本となる方針を定めるものであり、詳細な施策について策定することを求めているものではないこと。
- 大綱は、教育基本法に基づき策定される国の教育振興基本計画における基本的な方針を参酌し、教育の課題が地域によってさまざまであることをふまえ、町長は、地域の実情に応じて大綱を策定するものであること。

2. 第2期斑鳩町教育に関する大綱の基本的な考え方

- 国の教育振興基本計画を参酌する。
- 第5次斑鳩町総合計画との整合性をはかる。
- 現行の教育大綱を踏襲しつつ、社会の変化を見据えた見直しを行い、第2期斑鳩町教育に関する大綱を策定する。

3. 第2期斑鳩町教育に関する大綱の策定スケジュール

年度	月	内 容
R2年度	2月	○第1回総合教育会議 第2期斑鳩町教育に関する大綱の施策体系(素案)の提示
R3年度	11月	○第1回総合教育会議 第2期斑鳩町教育に関する大綱(素案)の提示 資料①第2期斑鳩町教育に関する大綱(素案) ②第2期斑鳩町教育に関する大綱施策体系(素案) ③第1期斑鳩町教育に関する大綱の総括 ④国の教育振興基本計画の概要(2期→3期の変更点) ⑤第5次斑鳩町総合計画(教育施策抜粋、概要版)
		○総務常任委員会報告 第2期斑鳩町教育に関する大綱(素案)について パブリックコメントの実施について
	1月	○第2期斑鳩町教育に関する大綱(案)のパブリックコメント実施 ○意見等をふまえ、事務局による最終調整
	2月	○第2回総合教育会議 パブリックコメントの結果について 第2期斑鳩町教育に関する大綱(案)の決定 次年度予算概要
	3月	○総務常任委員会報告 第2期斑鳩町教育に関する大綱(案)について ○第2期斑鳩町教育に関する大綱の策定
R4年度	5月	○住民周知(広報掲載)